

## 4 財政援助団体等監査

都が交付している補助金等が、補助目的に沿って使われているか、出資している団体が、出資目的に沿った運営をしているかなどを監査しました。

平成20年は、補助金等交付団体、出資団体（都が資本金等の25%以上を出資している団体）及びその所管局について、平成18年度及び平成19年度の事業を対象として監査を行いました。

監査の結果、64件の指摘及び7件の意見・要望を行いました。

監査実施団体数及び指摘等の件数は、以下のとおりです。

### 監査実施団体内訳と指摘等件数

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数	指摘等件数
補助金等交付団体	3,146	174	23
出資団体	50	14	48
合 計	3,196	188	71

（団体数には、都から土木費の補助を受けている市町村及び当該費を管轄する局も含む。）

主な指摘、意見・要望事項は、以下のとおりです。

### ➤ 経営相談事業の実績確認を適切に行なうべきもの

産業労働局は、東京都商工会連合会が行う、小規模事業者を対象とした相談・指導事業に対して、その経営指導員の人件費の補助を行っています。

しかし、以下のように、相談実績の確認が適切に行われていませんでした。

経営指導員の出勤簿と指導業務日計表との記載に食い違いが生じているなど、相談実績の確認ができない。

相談内容の記録において、簡略して記載されていたり記載そのものがされていないため、どのような内容の相談をどの程度の時間を費やして行ったのか確認ができない。

巡回指導における「相談・指導事業」と「広報活動」は、業務の性格の異なるものであるため個別に報告させる必要があるが、局は実績報告においてまとめて合計件数による報告を受けている。

そこで、連合会及び局に対し、相談実績の確認を適切に行うよう求めました。

(指摘事項 東京都商工会連合会・産業労働局)

### ➤ 契約の競争性、透明性を確保する方策を検討すべきもの

東京水道サービス株式会社は、水道局から受託している業務の一部を再委託していますが、特定の5業者(以下「特定会社」という。)が契約相手方となっている再委託契約が多数ありました。

当該再委託契約は、特定会社だけで指名競争入札を行っており、また、落札した会社が委託業務のすべてを履行できない時は、落札会社以外の4社にも、落札単価で業務の一部を委託契約できるとしています。結果として、業務委託案件ごとに特定会社全てと契約を行っている状況となっています。

この契約方法は、特定会社は落札単価に同意すれば業務を受託できるため、低価で入札する動機付けとならず、ほとんどの契約で、予定価格と同額での契約となっている、業務委託案件ごとにおける各特定会社との契約金額は、明確な基準がなく割り振られており、不明朗なものとなっている、ことにより適切ではありません。

競争性が働かない特定会社への再委託が続くことは適切でなく、契約の透明性を確保するよう検討を求めました。

(意見・要望事項 東京水道サービス株式会社)

## ▶ 交付金の算定を適正に行うべきもの

都市整備局は、東京都新都市建設公社の受託施行する土地区画整理事業に対して、消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)相当分を含めて交付金を算定し、交付しています。

しかし、公社の消費税の申告書等について見たところ、特定収入割合が5%未満となっており、交付金の対象となっている事業費にかかる消費税相当分は公社が負担する必要がないことから、消費税相当分(合計2,323万余円)を含めて交付金を算定しているのは適正ではありません。

(指摘事項 都市整備局)



## ▶ 公社が所有・管理している住宅の共益費の額を適切に定めるべきもの

東京都住宅供給公社が所有・管理している住宅において入居者から徴収している共益費の状況を見ると、平成19年度末における翌年度繰越額が合計30億余円と当年度収入額22億余円の約1.3倍となっています。

公社は、団地建物の使用開始時に、その共用部の維持管理費用について積算し、これを賄えるよう共益費の額を定め、必要に応じて額を見直しているとしていますが、平成19年度においては65団地において共益費の見直しを行ったものの、依然、繰越額は多額なものとなっており、共益費の預り金残高及び収支に応じた適切な見直しとなっていません。

(指摘事項 東京都住宅供給公社)